

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

こらぼよ

こらぼーよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよ の組合せ

みんなで
男女共同参画社会実現
に向けて活動しようよ

第50号 2019・秋



◇◇ 今号のトピックス ◇◇

- ◆ 性犯罪「無罪判決」相次ぐ…
司法の見解と、民意のズレに疑問
- ◆ 新しいコンセプトの住宅、発見！
- ◆ 女性ばかりが優遇されている
男女共同参画の目的とは
- ◆ 浸透している？
LGBT への関心理解



女性に対する暴力をなくす運動

毎年 11 月 12 日から 25 日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

三木市男女共同参画に関する市民企画講座

★フレパママ教室 赤ちゃん先生から学ぼう！

日時: 11 月 10 日 (日) 10:00～11:30

場所: 緑が丘町公民館 和室

主催: 三木自由が丘東学級 ※事前申し込みが必要です。



性犯罪「無罪判決」相次ぐ…司法の見解と、民意のズレに疑問



判 例

- ① テキーラを一気飲みさせられた女性に対し、男性が性交におよび起訴された裁判では、女性が抵抗できない状態だったことは認定したものの、女性が性交に同意していると男性が誤解する状況だったとした。
- ② 40代のメキシコ国籍の男性がコンビニ駐車場で声をかけた面識のない20代女性に対して、強制的性交し怪我をさせ起訴された裁判では、女性が「頭が真っ白になった」ため、抵抗できなかったという検察の主張を認めたが、男性からみてわかる形で女性が抵抗を示していたとはいえないとした。
- ③ 19歳の長女に対する父親の準強制的性交を罪に問われた裁判。長女が中学2年生の頃から頻繁に行われており、長女が服を脱がされないように抵抗したところ、父親から暴行を受けていた。判決では長女の同意はなく、抵抗しがたい心理状態だったと認めつつも、父親に服従せざるを得ないような強い支配関係にあったとは言えないとした。
- ④ 当時12歳だった長女に対し、父親が2年間にわたり性行為を強要していたとして、罪に問われた裁判では、長女の証言が変遷したことや、7人家族で同居していたにもかかわらず、誰も気づかなかったことは不自然であるから、被害者の証言が信頼できないと判断した。

今年の3月、4件の性犯罪を無罪とする判決が続いたことをご存じですか？

一審で無罪とする判決が続いたことからネット上で批判が高まり、性犯罪の刑法改正を求める署名活動（被害者支援団体・弁護士）がスタートしました。有罪率が99%を超えと言われる日本の刑事裁判で、1か月間で4件も無罪判決が続いたのはなぜでしょう。

性犯罪では有罪とする要件がとても厳しいと言われています。精神鑑定により精神科医が「性的虐待などが積み重なった結果、被害者は抵抗できない状況にある」と診断したにも関わらず、裁判所は「抵抗不能とまではいえない」という判断を下しています。医師の判定を信用性の高いものとしつつ、法律判断として抵抗不能に関する意見として採用していないのです。

「娘を『てごめ』にした父親がなぜ無罪なのか？」という声が世間一般の感覚でしょうが、司法の場ではなぜ被害者や世間一般の感覚とズレているのでしょうか？これを変えるためにはどうしたらよいのでしょうか？「有罪」が当然のように思われる事件の、被害者心理を無視した無罪判決に、司法への不信感しかありません。

自分の娘が、家族が被害者だったら、あなたはどうか考えますか？単純に司法に委ねられますか？自分事として考え、心で受け止めて頂き、被害者心理を正しく理解できる社会の実現を願います。（編集委員：T）



◎新しいコンセプトの住宅、発見！

数ヶ月前、近所にハウスメーカーのモデルハウスが立ちました。ノボリには『名もなき家事』のお悩み解消、家事シェアハウス」と言うフレーズが踊っていました。

それ以前に見聞きするハウスメーカーの広告では、妻が収納や家事や子育てのしやすさを求め、夫は趣味の充実や週末のバーベキューを庭でと夢見る、というような宣伝文句ばかり。そんな住宅業界に、「家事シェア」という新しい発想を吹き込んだ近所のモデルハウスに益々興味が湧きました。後日入手したチラシには、各

自の荷物置きっ放しを解決する収納スペースや、誰もが快適に暮らせそうな導線が紹介されていました。

かつては共働き家庭は少なく、専業主婦の妻が家事育児一切を引き受け、夫は仕事、という家庭が多かったと思いますが、今や状況は一転。子育て世代では、むしろ共働き家庭が多数派となっています。そんな現状にフィットするコンセプトの住宅の登場は、もしかしたら共働き家庭の社員さんの声が反映された結果なのかもしれませんね。（編集委員：A）



女性ばかりが優遇されている?! 男女共同参画の目的とは

最近、「女性のための〇〇」が多いと感じている方はいますか？「女性専用車両」や「女性のための相談」「女性のための講座」…。「なんでこんなに女性ばかりが優遇されているのか？」「こんなの、差別じゃないか」と言う男性もいるかもしれません。

三木市男女共同参画センターでも「女性のための相談」や「女性のための弁護士相談」の窓口が設置されています。これらは女性ばかりが優遇されている、差別なのでしょうか？

実は、こういった措置は差別には当たりません。国連の「女性差別撤廃条約の第1部第4条」に記載されている「平等を目的とする暫定的な特別措置」となります。完全に社会が男女平等なのであれば「女性のための」は必要のないもの。これが必要である背景は、まだまだ女性が男性よりも社会的に弱く、差別を受けているという現状があります。

例えば、道を歩いているときにすぐ後ろを女性が歩いていることに恐怖を感じる男性はどのくらいいるでしょう？おそらく、ほとんどいないのではないのでしょうか。ところが、すぐ後ろを男性が歩いているだけで恐怖を感じる女性は少なくありません。これまでに男性から暴力を受けたことがある女性や痴漢にあったことのある女性であれば、その恐怖感はもっと大きくなります。そういった人が何かの悩み事について相

談をしようと思ったときに相談相手が男性であれば、恐怖を感じることなく、落ち着いて話ができるでしょうか？相談室という密室にいたことだけで恐怖に耐えられないかもしれません。相談相手が男性かもしれないところに相談に行くことも考えられないでしょう。また、現在進行形で暴力を受けている状態の人であれば、相談に行こうとする力さえ残っていないことが少なくありません。誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまっているのです。

三木市男女共同参画センターの女性のための弁護士相談では、「両性の平等に関する委員会」に所属され、女性の抱えるさまざまな問題に理解のある弁護士が担当されており、DVに悩む女性や性被害に遭った経験のある女性も安心して相談していただけるそうです。

最近話題になっていた児童虐待死の事件でも、母親である女性がDVを受けていたために子どもを守ることができず、虐待に加担するしかなかったという事実がありました。このような悲惨な事件が起こらない社会にしていけるためにも、まだまだ女性のための相談などのサービスが必要であると思います。

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この機会に女性への暴力について考えてみませんか？（編集委員：M）



弁護士による法律セミナー

弁護士相談のススメ

～ご存じですか？こんな相談もできるって～

日時：11月27日（水）10:00～11:30

場所：三木市立教育センター3F セミナー室

講師：吉倉 美加子 弁護士 ※事前申し込みが必要です。

【図書紹介】

『オレは絶対にワタシじゃない』

遠藤 まめた 著 はるか書房 2018年



FTM（体は女性、心は男性）トランスジェンダーの著者が自らの生い立ちから現在までを書いた本。当事者として抱えてきた数多くの困難や悲しみを、重くならずユーモアを交え明るく伝えています。

自分の性に違和感を持っている人はもちろん、性の多様性について考えたい方にお勧めのエッセーです。





浸透している？LGBT への関心理解



先日、中学生の人権作文の発表を聞く機会がありました。今までは、いじめのこと、障がい者や高齢者への対応についてなどのテーマがほとんどだったのですが、今年はLGBTを取り上げた生徒さんが複数名！生徒が自分の周囲やテレビドラマなどからLGBTについて関心を持ったのではないのでしょうか。

中学生といえば、制服。LGBT 当事者の方の経験談などでは、思春期に自分が周囲と違うことに気づくと同時に制服を身に着けることへの違和感を覚え、悩んだり傷ついたりしたという話をよく聞きます。平成 26 年に文科省から発表された「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」報告によると、性同一性障害の子どもへの配慮（制服、更衣、トイレ、水泳、宿泊研修等）を行っている小中高等学校の割合は全体で 3、4 割でしたが、その調査から 5 年たった今では、LGBT への理解や関心も急速に浸透しつつあると感じています。現に、公立の中学校や高校でも性別に関係なく制服を選べる学校が出始めています。

男女の役割意識や男らしさ女らしさ観がすでに固定化している大人が多いのに比べ、中学生や高校生の方が柔軟な意

識を持っているのかもしれませんが。教育現場だけでなく、子どもたちを取り巻く大人が、LGBT への関心と理解を深めていく必要があると思います。同時に、今性別に関する違和感に悩んでいる児童生徒の方には、思い切って学校に相談して欲しいとも思いました。

この「LGBT」という言葉自体、レズビアンやゲイなど、セクシャルマイノリティの「誰か」を示す言葉ですが、最近では「SOGI(ソジ)」という言葉が使われ始めています。SOGI とは、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字で、私たちも含めすべての人が持っている性的指向・性自認を表す言葉です。すでに「SOGI ハラ」などという表現も出始めていて、性的指向や性自認を理由にからかったり差別したりすることのない社会にしよう、という気運も高まりつつあるように思います。

三木市男女共同参画センターでも、戸籍上男性でありながら女性として弁護士登録をし活躍されている仲岡しゅんさんを講師にお招きした講演会を企画しています。まずは、当事者の方のお話から、SOGI について、その人らしさの尊重について、一緒に考えてみませんか？（編集委員：A）

☆仲岡しゅんさん講演会

「自分らしい生き方って？～多様な性の存在と生き方の尊重～」

日時：令和 2 年 1 月 31 日（金）19:30～21:00

場所：三木市立教育センター4F大研修室 ※事前申し込みが必要です。



○その他、今後の男女共同参画センター主催の講座

テーマ	講師	日時	会場
お笑い行政講座	江上 昇さん、桂山 智哉さん（元漫才師、尼崎市役所職員）	11 月 22 日（金） 10：00～11：30	別所町公民館
子育て世代の方向け「就活の進め方＆マネー講座」(※)	ハローワーク西神 マザーズコーナー 近畿財務局神戸財務事務所	11 月 29 日（金） 10：00～11：30	サンライフ 三木
工夫の巻き寿司で町おこし	藤原 たか子さん（マイスター工房 八千代 施設長）	12 月 3 日（火） 10：00～11：30	まなびの郷 みずほ
自分らしい生き方をかなえるための ネットショップ開設講座(※)	土出 麻美さん （ウェブライター、ブログ運営）	①1 月 20 日（月）10:00～11:30 ②1 月 27 日（月）10:00～11:30	教育センター

※は事前申し込みが必要なセミナーです。

■■編集後記■■

今年の 8 月、ニュージーランドの国会で議長が乳児に授乳をしながら議事を進めたというニュースが話題になりました。今の日本では考えられない光景ですね。

とはいえ、明治よりもっと前の日本では男性が仕事に子どもを連れていく光景も見られたとか。現代の日本でも、もっと子育てに寛容な社会になって男女ともに子育てをすることが当たり前になってほしいものです。（編集委員：M）

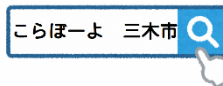
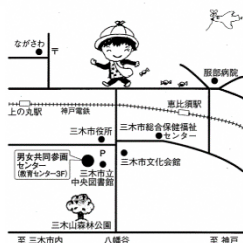
三木市男女共同参画センター

愛称 “こらぼーよ”

三木市福井 1933-12 三木市立教育センター3 階

TEL&FAX：0794-89-2331

開館日時：月曜～金曜 9 時～17 時（祝日を除く）



企画・編集：情報誌“こらぼーよ”編集グループ

発行：三木市男女共同参画センター